

中野市社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰に伴い光熱費、燃料費等の支出が運営に大きな影響を受けている市内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所及び医療機関（以下「社会福祉施設等」という。）の負担を軽減し、安定的に質の高いサービス等を提供できるよう支援するため、予算の範囲内で支援金を支給することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該支援金事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、社会福祉施設等の安定的なサービス等の提供の維持とする。

(支給対象者)

第3条 支援金の対象となるものは、社会福祉施設等を運営するものとする。

(支給対象施設)

第4条 支援金の支給の対象となる施設は、令和4年10月1日現在で市内に所在する別表の支給対象施設等の欄に掲げる社会福祉施設等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する社会福祉施設等は、支援金の支給の対象としない。

- (1) 市から指定管理又は委託によりサービス等を提供する社会福祉施設等
- (2) 市の施設を使用してサービス等を提供する社会福祉施設等
- (3) 申請時に休止又は廃止している社会福祉施設等
- (4) 特別地方公共団体が運営する社会福祉施設等

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。ただし、支援金の支給は、1施設等につき1回に限る。

(支援金支給の申請)

第6条 規則第3条の申請書は、中野市社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書（別記様式）によるものとする。

2 前項の申請書兼請求書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 規則第10条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条、第5条関係）

区分	支給対象施設等	支援金額（1施設等当たり）	
		基準単価（円）	加算額（円）
介護保険サービス事業所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護	90,000	4,500×利用定員
	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	45,000	1,500×利用定員
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援	10,000	
	通所型サービスA	135,000	4,500×利用定員
障がい福祉サービス事業所	施設入所支援、共同生活援助	90,000	4,500×利用定員
	生活介護、短期入所	45,000	1,500×利用定員
	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	45,000	
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	10,000	
医療機関等	病院、医科診療所（有床）	90,000	10,000×病床数
	医科診療所（無床）、歯科診療所	45,000	
	薬局	45,000	

- 備考 1 加算額の算定における利用定員及び病床数は、令和4年10月1日現在とする。
- 2 介護保険サービス事業所のうち、併設型短期入所生活介護は、主たる施設で算定するため、基準単価は支給しない。
- 3 介護保険サービス事業所のうち、短期入所生活介護の利用定員は、単独型及び併設型の定員とし、小規模多機能型居宅介護の利用定員は、宿泊サービスの利用定員とする。
- 4 介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所それぞれ指定を受けている支給対象施設等は、介護保険サービス事業所でのみ支給額を算定する。

- 5 障がい福祉サービス事業所が、複数の支給対象施設等に該当する場合は、
いずれか一つの支給対象施設等として支給額を算定する。

別記様式（第6条関係）

中野市社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 所在地
(請求者) 名称
代表者氏名
電 話

下記のとおり中野市社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱の規定に基づき、
支援金の支給を申請します。

記

1 申請額 円

施設等種別	施設等名称	利用定員(人) 病床数(床)	基準単価(円)	加算額(円)

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			